

**第20回日韓パートナーシップ共同研究及び
同共同研究第20回記念国際学術大会
(不動産登記, 商業法人登記, 供託, 民事執行を
めぐる制度上及び実務上の諸問題)**

国際協力部教官
大西宏道

第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部では、公益財団法人国際民商事法センター及び大韓民国（以下「韓国」という。）大法院法院公務員教育院（以下「教育院」という。）との共催により、2019年6月17日から同月27日までの間、第20回日韓パートナーシップ共同研究韓国セッションを、同年10月21日から同月29日までの間、同共同研究日本セッションを実施したので、その概要を報告する。

なお、法院とは、我が国の裁判所に相当し、大法院とは、我が国の最高裁判所に相当する韓国の機関である。また、教育院とは、韓国の法院の職員の研修を実施する、我が国の裁判所職員総合研修所に相当する機関である。

第2 日韓パートナーシップ共同研究について

日韓パートナーシップ共同研究は、日韓の研究員が両国の民事法制の制度上及び実務上の問題点の検討及び比較研究を共同で行うことを通じて、相互に知識を深め、各制度の発展及び実務の改善に役立てるとともに、両国間の友好協力関係を醸成することを目的として、1999年から実施しているものである。

研究員は、韓国の法院の職員から選ばれた韓国側研究員と我が国の法務省、法務局及び裁判所の職員から選ばれた日本側研究員により構成され、毎回、我が国で開催する日本セッションと韓国で開催する韓国セッションの2つのセッションにおいて、両国の研究員が互いに相手国を訪問して、不動産登記制度、商業法人登記制度、戸籍（家族関係登録）制度、供託制度及び民事執行制度をめぐる制度上及び実務上の諸問題について、講義、訪問、見学、実務研究等を通じて調査研究を行う。戸籍（家族関係登録）制度及び供託制度は隔年で実施している。

なお、我が国においては、登記、戸籍及び供託は、法務省が、民事執行は、裁判所が事務を担当しているところ、韓国においては、登記、家族関係登録（戸籍）、供託及び民事執行は、いずれも法院が事務を担当している。このため、教育院は、我が国の登記、戸籍及び供託の事務を扱う職員の研修を実施する法務総合研究所の業務に相当する業務を行う機関でもある。

第3 第20回日韓パートナーシップ共同研究について

第20回目の開催となった本年度においては、6月に京畿道高陽市の教育院等において韓国セッションが、10月に東京都昭島市の国際法務総合センター等において日本セッションが実施され、両国の研究員により、不動産登記、商業法人登記、供託及び民事執行をめぐる制度上及び実務上の諸問題について、活発な研究活動及び意見交換が行われた。

また、本年度は、日韓パートナーシップ共同研究の第20回を記念して、韓国セッション期間中の6月24日に、ソウルにおいて第20回（20周年）記念国際学術大会を開催し、本共同研究の研究分野に関連する不動産登記、商業法人登記、民事執行及び成年後見の各分野について、日韓の各専門家による発表、討論等が行われた。

第4 セッションの概要

1 講義

(1) 韓国セッション

韓国セッションの期間中に開催された第20回記念国際学術大会において、日韓の各専門家による発表、討論等が行われた。

(2) 日本セッション

ア 「日本の民事執行法等の改正について—その概要と今後の課題—」

早稲田大学大学院法務研究科の内田義厚教授から、日本において本年5月に成立した民事執行法の改正の概要として、債務者財産開示制度の実効性の向上及び国内の子の引渡し及び国際的な子の返還の強制執行に関する規律を紹介した上で、それらの今後の課題及び展望について講義がされた。

イ 「日本における表示に関する登記」

法務省民事局民事第二課塚野智久補佐官から、日本における表示に関する登記の沿革、登記申請義務、職権主義と実地調査権、実質審査権等の制度の特色、登記される不動産の要件等について、具体的な事例を踏まえ、講義がされた。

2 訪問・見学

(1) 韓国セッション

法院の情報処理の中心部である盆唐電算情報センターを訪問し、大法院電算情報センターの現況、司法情報システムの現況、登記システムの現況、家族関係登録システム、電子訴訟、国民に対する情報サービス等について、イ・ナムソク電算行政官から説明を受けるとともに、管制室、サーバー室及び体験室を見学した。

また、大法院を訪問し、韓国の大法院の組織、歴史、業務等について学芸員から説明を受けるとともに、大法廷等を見学した。

さらに、ソウル中央地方法院を訪問して裁判を傍聴し、その後、同法院民事執行課において、職員から説明を受けながら事務室を見学するとともに、同法院登記局において、登記局の概況等について職員から説明を受け、不動産登記及び商業法人

登記並びにそれぞれの受付の各事務室及び証明書無人発給機を見学し、事務について職員から説明を受けた。



【盆唐電算情報センター見学】

(2) 日本セッション

最高裁判所を訪問し、大法廷首席書記官と意見交換するとともに、大法廷等を見学した。

また、宇都宮地方裁判所を訪問し、法廷を傍聴し、書記官事務について職員から説明を受けるとともに、事務室を見学した。

さらに、宇都宮地方法務局を訪問し、我が国の不動産登記、商業法人登記及び供託の各事務について職員から説明を受け、事務室を見学するとともに、意見交換等を実施した。

3 実務研究

韓国セッションにおいては日本側研究員が、日本セッションにおいては韓国側研究員が、次の課題について、それぞれのパートナー研究員との協議、質疑応答等を通じて、それぞれ研究を行い、総合発表会において発表を行った。

(1) 韓国セッション

ア 「不動産登記の真実性担保の仕組みに係る日韓の比較について」(不動産登記)

不動産登記制度において根本的な要素である登記の真実性担保の仕組みに係る韓国の法制及び実務について、過去の実務研究報告書等の内容を踏まえ、効力発生要件としての登記、登記済情報と本人確認制度、添付情報、登記申請義務、登記官の審査権等を主な論点として、我が国と比較しながらまとめるもの。

イ 「供託制度における日韓の主な相違について」(供託)

供託制度に関し、過去の実務研究報告等の内容を踏まえ、日韓の相違について、供託金払渡請求権に係る消滅時効完成前の案内、供託官に対する財政保証保険制

度、刑事供託特例、絶対的不確知供託、管轄、申請方法、添付書面と供託官の審査権の範囲、電子化等を主な論点として、我が国と比較しながらまとめるもの。

ウ 「不動産登記の電子化に係る日韓の比較について」（不動産登記）

日韓両国で社会的に進展の要請が高まっている不動産登記の電子化に係る韓国の状況について、過去の実務研究報告等の内容を踏まえ、登記申請方法、手数料の納付方法、添付情報の提出方法、登記所内部の処理工程、登記情報の提供、未来登記システムの構築、他の情報との連携等を主な論点として、我が国と比較しながらまとめるもの。

エ 「商業法人登記における迅速化と適正化に係る日韓の比較について」（商業法人登記）

商業法人登記制度において重要な課題である迅速化と適正化について、過去の実務研究報告等の内容を踏まえ、迅速化の観点から、会社法上の手続の緩和、オンライン法人設立登記システム、印鑑届出のオンライン提出、登記官チーム制等を、迅速化を踏まえた適正化の観点から、本人確認の強化、登記官の人的誤びゆるの防止等を主な論点として、我が国と比較しながらまとめるもの。

オ 「民事執行における日韓の主な相違について」（民事執行）

民事執行制度に関し、過去の実務研究報告等の内容を踏まえ、債務者財産の開示制度、不動産競売手続の平均審理期間の短縮化、国内の子の引渡し、国際的な子の返還等の我が国において改正が進められているもののほか、執行官制度、司法補佐官制度等を主な論点として、我が国と比較しながらまとめるもの。



【韓国セッションでの総合発表会】

(2) 日本セッション

ア 「在外国民及び外国人の不動産登記申請関連規定の日韓の比較について」（不動産登記）

日韓両国において、在外国民又は外国人による不動産の購入が増加している状況において、日韓における外国人等の不動産取得の可否、日韓における外国人又は在外国民による登記所の対応、登記官の審査の在り方等について、特に、韓国における在外国民及び外国人の不動産登記申請手続に関する例規に相当するものが日本にない状況を踏まえ、比較研究することにより、より適正かつ迅速な登記の対応を検討するもの。

イ 「登記能力のある建物の要件に関する日韓の比較について」（不動産登記）

韓国において不動産の物理的状況に係る台帳登録と権利関係の登記の所管が分かれているところ、建物の登記を題材として、日本における台帳と登記簿の一元化の経緯、土地家屋調査士制度の意義、表示に関する登記における登記官の実質的審査権、登記できる建物の要件等を研究することにより、韓国における台帳と登記簿の不一致を解消するための方策、廃止された登記官の実地調査の復活等を検討するもの。

ウ 「新株発行と株式の種類に関する変更の登記について」（商業法人登記）

新株発行、株式の種類変更等の株式に関する登記について、株式会社業務に精通していない登記官にとって対応に苦慮する点があるところ、改めて、日韓の新株発行、株式の種類変更等の制度、それに関する登記の方法、審査の在り方等について、具体的な例をもって比較研究することにより、円滑な登記処理に向けた方策等を検討するもの。

エ 「日韓両国の供託制度の比較—電子供託システムの比較を中心に—」（供託）

韓国において、日本を参考として電子供託システムを構築し、その改善を進めているところ、日韓における電子供託の相違点、改善点等、日本における供託事務の迅速化及び効率化に向けた取組等を研究することにより、よりよい制度及びシステムの構築に向けた問題提起をするもの。

オ 「民事執行法制及び実務における最近の課題に関する日韓制度の検討—債務者財産情報開示に関する日韓の制度の検討—」（民事執行）

韓国において集中的に議論されている債務者財産情報照会制度、不動産明渡しの強制執行における当事者の権利保護、貸借人保護等の問題の中で、債務者財産情報開示を題材として、日韓の制度、手続等の相違点、最近の動向等を比較研究することにより、改めて、債権者の権利実現と債務者の権利保護を満足させる執行の在り方を検討するもの。



【日本セッションでの実務研究の様子】

第5 日韓パートナーシップ共同研究第20回記念国際学術大会

日韓パートナーシップ共同研究の第20回を記念し、研究分野に関連する不動産登記、商業法人登記、民事執行及び成年後見の各分野について、日韓の各専門家による発表、討論等を通じて、両国の制度及び実務の更なる発展及び改善を目指すため、6月24日、ソウルにおいて、日韓パートナーシップ共同研究第20回（20周年）記念国際学術大会を開催した。

大会において、午前は、不動産登記に関し、「不動産登記申請手続における登記の真正性強化に向けた発展方向」について韓国側パク・ソンベ法院行政処不動産登記課長及び日本側亀田哲公益財団法人人権擁護協力会理事から、商業法人登記に関し、「商業登記手続の迅速化方策」について韓国側イ・ソンミンソウル西部地方法院司法補佐官から、「商業法人登記の真実性担保の意義及び方策」について日本側杉山典子法務省民事局商事課補佐官から、各発表がされ、パネリストを交えて討論等がされた。また、午後は、民事執行に関し、「不動産競売における目的不動産に対する権利の処遇—その現状と課題」について韓国側イ・ジェソク水原地方法院安養支院執行官及び日本側早稲田大学大学院法務研究科内田義厚教授から、成年後見に関し、「成年後見制度の現状と展望」について韓国側パク・インファン仁荷大学校法学専門大学院教授から、「成年後見人による不正の防止と市民後見人の育成」について日本側鈴木一子国際協力部教官から、各発表がされ、パネリストを交えて討論等がされた。



【第20回（20周年）記念国際学術大会】

第6 おわりに

第20回の日韓パートナーシップ共同研究も、日韓両国の研究員が、民事法制の制度上及び実務上の諸問題について、相手国の法制度、運用、社会情勢等の相違の観点から意見を交わしつつ、検討及び比較研究を行った。

法制度の基本が類似する日韓両国において、互いの制度及び実務を比較研究することは、改めて業務の根本を考えるとともに、自国の制度及び実務の問題点を発見することにつながり、職員の能力の向上と共に、制度の発展及び実務の改善に資する。また、熱心に議論を交わすことは、互いに刺激を受け、交流を深めることにつながり、両国間の友好協力関係を醸成することに資する。

韓国は、我が国と類似した面を有しているものの、科学技術の発展、社会情勢の変化、実際上の問題の発生等を踏まえ、制度及び実務を改革することに比較的積極的に積極的な傾向が見られ、ある面において、我が国にとって参考となると考えられる。

本共同研究は、前回まで、約190もの多くの課題を設定して実務研究を行ってきた。それぞれの実務研究は、各研究員が自らの関心等に基づいて課題を設定して行ってきたものであり、個別に意義及び情報を有しているものの、全体的な観点からは、断片的及び固有的在であり、どこにどのような情報があるか見つけづらくもあり、研究の成果を各制度の発展及び実務の改善に役立てる意味では、活用しづらい状況があった。

そこで、今回、日本側研究員の実務研究として、両国の関係者が研究の成果を活用しやすくなるよう、主な内容ごとに、日韓の相違について情報を整理するものを作成することを目指した。

類似している中においても異なる面がある韓国の制度及び実務の考え方、取扱い等を研究することは、我が国の制度の発展及び実務の改善に資するのみならず、多角的かつ比較法的な観点が重要である我が国による他のアジアの国々に対する法整備支援活動の効果的な実施にとっても参考となる。

日韓の司法関係機関が、約20年もの間、このような専門技術的観点で協力関係を継続していることは、日韓の友好にとって、また、アジアにおける司法協力関係の発展にとって、意義があると言える。

今回、第20回を記念して開催した日韓パートナーシップ共同研究第20回記念国際学術大会は、各分野の最近の動向に係る日韓の各専門家による発表、討論等を通じて、両国の制度及び実務の更なる発展及び改善を目指すとともに、内外の関係者に対して、本共同研究の意義及び成果を改めて示すことができた。

今後も引き続き、本共同研究を継続することが、両国、更にはアジアの国々にとって重要であると考えられる。

最後に、本共同研究の円滑な実施に協力いただいた日韓両国の関係者に感謝申し上げたい。

第20回日韓パートナーシップ共同研究研究員名簿

		氏名	所属	研究分野
大韓民国側研究員	1	キム ジェロ 金栽魯	太田地方法院 登記主事補	不動産登記
	2	パク ビョンイル 朴炳日	全州地方法院 法院事務官	不動産登記
	3	ソン ジョンウオン 孫精遠	ソウル中央地方法院 法院主事	商業法人登記
	4	ジョン ジョンファン 鄭正桓	司法研修院 法院事務官	供託
	5	ファン ユンミ 黄潤美	ソウル南部地方法院 法院主事	民事執行
日本国側研究員	1	大澄 陽介	東京法務局 不動産登記部門 登記官	不動産登記
	2	椎名 芳広	千葉地方法務局 船橋支局 登記官	不動産登記
	3	三田 真史	法務省民事局 商事課 法規係長	商業法人登記
	4	山本 純子	東京法務局 杉並出張所 登記官	供託
	5	今井 秀人	最高裁判所 事務総局民事局第三課 調査員	民事執行

法院公務員教育院

法院書記官 金明秀 (キム ミヨンス)

法院主事 蔡成美 (チェ ソンミ)

法務総合研究所

国際協力部教官 大西宏道 (おおにし ひろみち)

国際専門官 本間基之 (ほんま もとゆき)

第20回日韓パートナーシップ共同研究(韓国セッション)日程表

月 日	曜日	9:10 11:55	11:55 13:40	13:40 17:25	備考
6 / 17	月			オリエンテーション 14:00 実務研究(1) 14:30 事前準備	
6 / 18	火	(日本側研究員韓国入国・入寮)			オリエンテーション 16:00
6 / 19	水	実務研究(2) 全体協議 9:20-11:20	11:30-13:30 教育院長主催昼食会 記念撮影	実務研究(3) 全体協議 13:40-17:00	
6 / 20	木	実務研究(4) 個別協議 9:00-11:30		見学(1) 盆唐電算情報センター 14:00-16:00	
6 / 21	金	見学(2) 大法院 (法院行政処行政管理室長表敬, 見学) 10:00-11:30	司法登記 局長主催 昼食会	見学(3) ソウル中央地方法院 (院長, 事務局長及び登記局長表敬, 見学) 14:00-16:30	
6 / 22	土				
6 / 23	日				
6 / 24	月	第20回記念国際学術大会 10:00-17:40			
6 / 25	火	総合発表準備 9:30-11:30		総合発表 14:00-17:20 修了式 17:25-17:45	
6 / 26	水	(日本側研究員退寮・帰国)			
6 / 27	木	帰国報告会準備 9:30-12:00		帰国報告会 14:00-16:30	

第20回日韓パートナーシップ共同研究(日本セッション)日程表

月 日	曜日	9:30 12:30	14:00 17:00	備考
10 / 21	月	(日本側研究員入寮)	オリエンテーション 実務研究(1) 日本側研究員による検討	
10 / 22	火・祝	実務研究(2) 日本側研究員による検討	(韓国側研究員入国・入寮) オリエンテーション	
10 / 23	水	講義(1) 10:00-12:30 「日本の民事執行法等の改正について」 早稲田大学大学院法務研究科 内田義厚教授	12:45-14:00 法務総合研究所長主催意見 交換会 記念撮影	実務研究(3) 14:15-17:15 日本側研究員からの回答発表及び全体協議
10 / 24	木	実務研究(4) 8:15-10:15 日本側研究員からの回答発表及び全体協議	見学(1) 13:15-15:45 宇都宮地方法務局	
10 / 25	金	見学(2) 9:45-11:30 宇都宮地方裁判所	実務研究(5) 15:30-18:30 個別協議	
10 / 26	土			
10 / 27	日			
10 / 28	月	講義(2) 10:30-13:00 「日本における表示に関する登記について」 法務省民事局民事第二課塚野智久補佐官	14:00-14:20 民事局長表 敬	見学(3) 15:00-16:00 最高裁判所
10 / 29	火	総合発表準備 10:30-12:30 (日本側研究員退寮)	総合発表 14:30-17:45	閉講式 17:55-18:15
10 / 30	水	在京大韓民国大使館との意見交換	資料整理・帰国準備	
10 / 31	木	(韓国側研究員退寮・帰国)		